**○四国地方整備局告示第五十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百八十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 |
|---|---|---|
| 高知県高岡郡四万十町床鍋字福貴山一二二九番一地内 | 前 | 一八・八〇～五七・四六メートル |
| | 後 | 一八・八〇～五七・四六メートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第五十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号及び三百八十一号 | 高知県高岡郡四万十町床鍋字福貴山一二二九番一地内 | 四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年三月二十二日

**○九州地方整備局告示第六十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百三十号日向延岡新産業都市計画道路事業三・五・十一号富美山通線

三　事業施行期間　自平成十五年十一月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第六十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百三十三号宮崎広域都市計画道路事業三・四・七号中村木崎線

三　事業施行期間　自平成十六年十一月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第六十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第百三十八号都城広域都市計画道路事業三・五・五七号早鈴岳下通線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月二十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第六十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百十七号小林都市計画道路事業三・四・八号夷守線及び三・五・二十号文化会館西通線

三　事業施行期間　自平成十五年九月二十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

# 官庁報告

## 官庁事項

**平成24年度船員災害防止実施計画に関する公示**

平成24年度船員災害防止実施計画を次のとおり定めたので公示する。

平成24年3月22日

国土交通大臣　前田　武志

平成24年度船員災害防止実施計画

第9次船員災害防止基本計画の実施を図るため、平成24年度船員災害防止実施計画を次のとおり定める。

まえがき

船員災害については、昭和43年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者の努力により、発生件数、発生率ともに大幅に減少している。

平成22年度の船員災害発生率（職務上死亡及び職務上災害（休業3日以上）の年間千人率。以下同じ。）を対前年度比で見ると、死傷災害は2％減、疾病は15％減となっており、死傷災害及び疾病を合わせると9％減となった。

一方で、陸上の労働災害と比較すると職務上災害（休業4日以上）、職務上死亡ともに依然として高い発生率となっている。

船員災害により船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であり、また、高い船員災害の発生率は、若年者が安心して船員という職業を選択できない要因となるものである。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、海運・水産分野にも大きな影響を与えたところであるが、このような中にあっても、船員災害の発生の防止や職場環境の改善を図り、優良な船員の確保・育成を行っていくことは、海運業や漁業の持続的発展にとって変わらぬ課題である。

平成24年度は、船員の高齢化をはじめとする近年の船員災害をめぐる諸課題に的確に対応し、船員災害の一層の防止を図るために決定された「第9次船員災害防止基本計画」（以下「基本計画」という。）の最終年度に当たるところであり、船員災害の防止に係る諸課題に適切に対応しつつ、同基本計画で掲げた目標の達成に向けて、関係者が取組を一層強化してく必要がある。